

鈴鹿市消防団プロモーション動画制作及び広報チラシ作成業務委託

仕様書

1 物件名

鈴鹿市消防団プロモーション動画制作及び広報チラシ作成業務委託

2 業務目的

鈴鹿市（以下「発注者」という。）は、国のモデル事業を活用し、消防団のプロモーション動画を制作し、市内に設置されているデジタルサイネージや SNS 等で映像を配信する。また、広報チラシに消防団の特集ページを掲載する等様々なツールを活用し、消防団の活動を広報することで、地域住民や市内企業の消防団活動の理解を深め、団員確保・地域住民の安全に繋げることを目的とする。

3 業務内容

(1) プロモーション動画制作（別紙 1 参照）

ア 概要

- ① 消防団全体としての広報活動が少ないのが現状であり、市民が消防団を知る機会を増やし、鈴鹿市消防団の活性化に繋げるための動画を制作する。消防団の活動を市民に知ってもらい、安全に繋がるような PR 動画を制作すること。
- ② 消防団員の中で基本団員や機能別団員等活動の内容が様々違うため、「基本団員」、「バイク隊」、「学生団員」「女性団員」のカテゴリー別に活動風景を撮影し、動画制作すること。
また、年齢層も様々な団員がいるため、ベテラン団員と若手団員との連携や世代交代を連想させるような動画制作をすること。
- ③ 動画の内容が効果的に伝わるようにするため、適宜ドローンによる空撮、音楽などを用いることとする。
- ④ SNS での再生・コマーシャルでの再生を想定し、最初の 5 秒程度で印象に残るような動画内容・構成にすること。

イ 制作本数、動画再生時間

- ① 全体版動画 3 分以上 1 本
- ② コマーシャル用・SNS 用ショート動画 15 秒程度 1 本
- ③ 動画制作に当たっては、①全体版動画を制作し、それをもとに②を分割して制作する手法を可とする。

ウ 撮影

- ① 動画制作に当たっては、動画台本（シナリオや構成、写真や絵コンテ等により制作イメージが分かるもの）を作成の上、発注者との協議を経て、動画の制作に必要な映像の撮影を行うこととする。
- ② 撮影は、発注者と協議を行い、原則、「基本団員」「バイク隊」「学生団員」「女性団員」のカテゴリーごとに1つ、合計4つ以上のコンテンツを撮影することとする。（1コンテンツにおける動画の長さは30秒程度を想定）
- ③ 撮影に当たり必要なロケ地、出演者との調整及びドローン撮影を実施する場合の必要な許認可申請は発注者が行う。
- ④ 撮影には、3日程度のロケ日数を確保することとする。

エ 編集

- ① 撮影した映像に効果的な加工、編集、音楽、タイトル・テロップの挿入等の編集作業を行う。編集、デザイン、レイアウト等は発注者の意向を反映させるとともに、積極的な提案を行うこと。
- ② 使用する音楽の音源は、基本的にオリジナルかフリー音源を使用し、更新料及び著作権の問題が発生しないようにすること。
- ③ 肖像権、差別的表現などの人権、個人情報に十分注意すること。

オ 動画の要件

- ① 規格は、アスペクト比 16：9 のフル HD（1920×1080）以上の動画とする。
- ② ファイル形式は、YouTube や Instagram 等で再生可能な形式（MP4、MOV 等）とし、画像・音声鮮明に視聴できる仕様にする。

カ 協議

- ① 業務を着手する前に、発注者と業務に係るスケジュールを協議し、また、業務体制を書面で報告すること。また、動画を制作する上で、画像、映像、音声、編集などの専門的な知識と技能を有したものを配置すること。
- ② 動画の構成は、発注者と協議して決定すること。
- ③ 動画の完成までに、発注者による内容確認及び修正指示の機会を1回以上設けること。また、協議内容及び協議結果について記録を提出すること。

（2）広報チラシ作成業務

ア 概要

- ① 消防団の活動内容を市民に広く知ってもらうような内容でチラシを作成すること。
- ② その他内容については双方協議の上決定することとする。

イ 規格

- ① サイズ A4サイズ両面印刷
- ② 用紙 コート90kg
- ③ 枚数 3万枚
- ④ 刷色 表面カラー4色/裏面カラー4色
- ⑤ 校正 2回
- ⑥ 納品 50枚ごとに間紙をいれること。

4 成果品の納品

(1) プロモーション動画

① 動画データ一式

ファイル形式はMP4、MOV等、YouTube、Instagram、Facebookの動画共有サービスで再生可能なサイズ・ファイル形式のものを納品すること。

② 撮影素材一覧表

撮影素材・撮影場所の一覧表（1部）を作成し、納品すること。

なお、撮影素材について、第三者が権利を有している映像・画像等を制作において使用（二次使用も含む。）している場合は、権利者や使用時間等について明確に記載するとともに、権利処理に当たり手続した書類（写し）を添付すること。

③ 業務遂行のために制作した文書等関連資料を印刷した資料一式

(2) 広報チラシ

① 印刷物のデザインデータ

② 印刷物のPDFデータ

③ その他利用したイラスト、写真のデータ

5 成果品の納期及び納品場所

(1) プロモーション動画

① 納品期限 令和7年10月27日（月）17時

② 納品場所 鈴鹿市中央消防署 消防団グループ

(2) 広報チラシ

① 納品期限 令和7年12月26日（金）17時

② 納品場所 鈴鹿市中央消防署 消防団グループ

6 その他

(1) 動画制作、広報チラシ制作に係る撮影、編集、制作、運用、報告等の一切の経費は、全て当初の契約金額に含むこと。

(2) 成果品について第三者と紛争が生じたときは、受注者の責任と費用負担において解決すること。

- (3) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と十分な協議をし、決定すること。

7 責任者及び主任担当者

- (1) 受注者は、業務の円滑な進捗を図るため、相当の経験を有する責任者及び主任担当者を配置するものとする。
- (2) 責任者は、業務の全般にわたり、業務管理を行うものとする。
- (3) 本業務の円滑な進捗を図るため、実施前及び実施中に発注者と十分協議を行うものとする。

8 提出書類

受注者は、契約締結後、速やかに以下の書類を発注者に提出するものとする。

- (1) 業務計画書
- (2) 責任者及び主任担当者届
- (3) 工程表
- (4) その他発注者が必要と認める書類

9 資料の貸与

発注者は、本業務を実施する上で必要な資料を、受注者に貸与するものとする。受注者は貸与資料の管理を責任もって行うとともに、業務完了後速やかに返却するものとする。

10 著作権等

- (1) 受注者は、本業務の履行に当たって第三者の著作権を侵害してはならない。
- (2) 受注者は、委託業務の完了後、成果品を発注者に提出し、発注者による検査に合格した日をもって、成果品に係る著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む）を発注者に無償で譲渡し、以後、著作者人格権を主張しないものとする。ただし、成果品の全部又は一部に受注者が契約締結前から著作権を有するものが含まれる場合には、その旨を事前に発注者に通知し、当該著作権の取扱いについては、発注者と協議の上、定めるものとする。
- (3) 発注者は、本業務で納品された成果品を期限の制限なく無償で加工及び二次利用できるものとする。受注者は第三者が権利を有している映像・画像・音楽等（5（2）に定めるものを除く。）を使用する場合は、事前に権利者より二次使用を含めた使用の許諾及び著作者人格権の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手續及び使用料の負担等は受注者が行うこと。
- (4) 受注者は、成果品（業務履行過程において得られた記録等も含む。）を第三者に閲覧させ、複製または譲渡してはならない。ただし、発注者の了承を得た場合はこの限りではない。

11 秘密の保持

受注者は、「(別記) 個人情報取扱特記事項 (委託)」に基づき、個人情報、秘密と指定した事項及び業務の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らし、又は不当な目的で利用してはならない。契約終了後も同様とする。また、従事者に対して十分な研修等を実施し、不法な行為が行われないよう措置すること。

12 業務の再委託

受注者は、本業務を全て第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができる。

13 契約不適合責任等

業務完了後、受注者の責任に帰すべき理由による成果品に不良箇所が発見された場合は、受注者の負担において速やかに訂正、補正、その他必要な措置を行うものとする。

本委託業務における契約不適合責任期間は、契約終了の日から1年間とする。この間に契約不適合が発見された場合は、受注者の責任において訂正等を行うものとする。

14 費用負担

本業務の履行に伴う費用は、本仕様書に明記がないものであっても、原則として全て受注者の負担とする。

15 その他事項

- (1) 本仕様書に記載されていない事項であっても、業務の履行上必要と認められる事項については、発注者と協議の上、必要と認められる事項は実施すること。
- (2) 成果品について第三者と紛争が生じたときは、受注者は、直ちにこれを発注者に報告し、受注者の責任と費用負担において解決すること。
- (3) 天災その他不可抗力等の突発的な事情により委託内容に変更の必要が生じた場合は、発注者と受注者が協議し、対応するものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途発注者と受注者が協議し決定する。